

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【公表番号】特表2007-508783(P2007-508783A)

【公表日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-013

【出願番号】特願2006-535524(P2006-535524)

【国際特許分類】

H 04 W 4/06 (2009.01)

H 04 N 7/26 (2006.01)

H 04 H 20/57 (2008.01)

【F I】

H 04 B 7/26 1 0 1

H 04 N 7/13 Z

H 04 H 1/00 2 6 8

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信チャネル上でマルチキャスト／ブロードキャストする方法であって、複数のストリームを提供することと、なお、それらの各々は符号化されたコンテンツを含み、それらの内の1つ以上はデコーディングのための認可レベルに関連付けられている；

前記複数のストリームをマルチキャスト／ブロードキャストすることと；を備え、

前記ストリームの各々は、受信装置による選択的デコーディングのための、前記ストリームの前記コンテンツを区別するデータを含んでおり、

前記選択的デコーディングは、前記ストリームに関連付けられた前記認可レベルに、少なくとも一部基づいている、

方法。

【請求項2】

前記複数のストリームは、累積的な情報を提供する、前記請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記複数のストリームは、階層構造を有している、前記請求項1記載の方法。

【請求項4】

前記複数のストリームの内の1つは、前記コンテンツのベース部分を含むベースストリームを提供する、前記請求項1記載の方法。

【請求項5】

残りのストリームの内の少なくとも1つは、前記コンテンツの前記ベース部分へのエンハンスマントを提供する、前記請求項4記載の方法。

【請求項6】

前記通信チャネルはGSMシステムの一部である、前記請求項1記載の方法。

【請求項7】

前記複数のデータストリームは複数のタイムスロット中に含まれる、前記請求項1記載の方法。

【請求項8】

特定のタイムスロット内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域外通信で伝達される、前記請求項7記載の方法。

【請求項9】

前記帯域外通信は、上層信号方式メッセージである、前記請求項8記載の方法。

【請求項10】

特定タイムスロット内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域内通信で伝達される、前記請求項7記載の方法。

【請求項11】

前記帯域内通信は、前記複数のストリームの内の1つのヘッダーに含まれている、前記請求項10記載の方法。

【請求項12】

前記複数のストリームの内の前記の1つは、前記コンテンツのベース部分を含む、前記請求項11記載の方法。

【請求項13】

前記通信チャネルはCDMAシステムの一部である、前記請求項1記載の方法。

【請求項14】

前記複数のデータストリームは複数の符号中に含まれる、前記請求項13記載の方法。

【請求項15】

特定の符号内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域外通信で伝達される、前記請求項14記載の方法。

【請求項16】

前記帯域外通信は、上層信号方式メッセージである、前記請求項15記載の方法。

【請求項17】

特定の符号内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域内通信で伝達される、前記請求項14記載の方法。

【請求項18】

前記帯域内通信は、前記複数のストリームの内の1つのヘッダーに含まれている、前記請求項17記載の方法。

【請求項19】

前記複数のストリームの内の前記の1つは、前記コンテンツのベース部分を含む、前記請求項18記載の方法。

【請求項20】

前記通信チャネルはOFDMシステムの一部である、前記請求項1記載の方法。

【請求項21】

前記複数のデータストリームは副搬送波中に含まれる、前記請求項20記載の方法。

【請求項22】

特定の副搬送波内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域外通信で伝達される、前記請求項20記載の方法。

【請求項23】

前記帯域外通信は、上層信号方式メッセージである、前記請求項22記載の方法。

【請求項24】

特定の副搬送波内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域内通信で伝達される、前記請求項20記載の方法。

【請求項25】

前記帯域内通信は、前記複数のストリームの内の1つのヘッダーに含まれている、前記請求項24記載の方法。

【請求項26】

前記複数のストリームの内の前記の1つは、前記コンテンツのベース部分を含む、前記請求項25記載の方法。

【請求項27】

通信チャネル上でマルチキャスティング／ブロードキャスティングセッションを受け取る方法であって、

複数のストリームを受け取ることと、なお、それらの各々は符号化されたコンテンツを含み、それらの内の1つ以上は、関連付けられたデコーディングのための認可レベルを有している；

前記ストリームに関連付けられた前記認可レベルに、少なくとも一部基づいて、デコードするためにストリームを選択することと；

前記選択されたストリームをデコードすることと；
を備え、

前記ストリームの各々は、前記ストリームの前記コンテンツを区別するデータを含んでいる、

方法。

【請求項28】

前記複数のストリームは、累積的な情報を提供する、前記請求項27記載の方法。

【請求項29】

前記複数のストリームは、階層構造を有している、前記請求項27記載の方法。

【請求項30】

前記複数のストリームの内の1つは、前記コンテンツのベース部分を含むベースストリームを提供する、前記請求項27記載の方法。

【請求項31】

残りのストリームの内の少なくとも1つは、前記コンテンツの前記ベース部分への改良を提供する、前記請求項30記載の方法。

【請求項32】

デコードされる前記選択されたストリームは、加入者レベルに基づき決定される、前記請求項27記載の方法。

【請求項33】

前記通信チャネルはGSMシステムの一部である、前記請求項27記載の方法。

【請求項34】

前記複数のデータストリームは複数のタイムスロット中に含まれる、前記請求項27記載の方法。

【請求項35】

特定のタイムスロット内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域外通信で伝達される、前記請求項34記載の方法。

【請求項36】

特定タイムスロット内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域内通信で伝達される、前記請求項34記載の方法。

【請求項37】

前記通信チャネルはCDMAシステムの一部である、前記請求項27記載の方法。

【請求項38】

前記複数のデータストリームは複数の符号中に含まれる、前記請求項37記載の方法。

【請求項39】

特定の符号内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域外通信で伝達される、前記請求項38記載の方法。

【請求項40】

特定の符号内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域内通信で伝達される、前記請求項38記載の方法。

【請求項41】

前記通信チャネルはΟＦＤΜシステムの一部である、前記請求項27記載の方法。

【請求項42】

前記複数のデータストリームは副搬送波中に含まれる、前記請求項41記載の方法。

【請求項43】

特定の副搬送波内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域外通信で伝達される、前記請求項42記載の方法。

【請求項44】

特定の副搬送波内に含まれるデータストリームの識別情報は、帯域内通信で伝達される、前記請求項42記載の方法。

【請求項45】

無線通信デバイスであって、

複数のストリームを含むブロードキャストを受理するようにコンフィギュレーションされた受信機と、なお、前記複数のストリームの内の1つ以上は関連するデコーディングのための認可レベルを有する；

前記の受け取られたストリームを受理し、前記無線デバイスのコンフィギュレーションに従って、且つ少なくとも1つの選択されたストリームに関連する前記認可レベルに少なくとも一部基づいて、前記複数のストリームの内の前記少なくとも1つの選択されたストリームをデコードするように、コンフィギュレーションされたデコーダと；

を備える無線通信デバイス。

【請求項46】

前記選択されたストリームは、前記無線デバイスの加入者レベルに基づき決定される、前記請求項45記載の無線通信デバイス。

【請求項47】

前記デコードされたストリームは、結合されたコンテンツを生成するように結合される、前記請求項45記載の無線通信デバイス。

【請求項48】

前記結合されたコンテンツは、ユーザーに提供される、前記請求項45記載の無線通信デバイス。

【請求項49】

無線通信システムにおけるエンコーダであって、

コンテンツを受理し、それを符号化し、そしてブロードキャストされる複数のストリームを出力するようにコンフィギュレーションされており、

前記複数のストリームは累積的な情報を提供し、そして、前記複数のストリームの内の1つ以上は関連するデコーディングのための認可レベルを有し、前記複数のストリームの内の前記の1つ以上は、前記の関連するデコーディングのための認可レベルに従ってデコードされる、

エンコーダ。

【請求項50】

前記複数のストリームは、階層構造を有している、前記請求項49記載のエンコーダ。

【請求項51】

前記複数のストリームの内の1つは、前記コンテンツのベース部分を提供する、前記請求項49記載のエンコーダ。

【請求項52】

更なるストリームは、前記コンテンツの前記ベース部分へのエンハンスメントを提供する、前記請求項51記載のエンコーダ。

【請求項53】

複数のデータストリームを受理するように、前記複数のストリームの内の選択されたものをデコードするように、そして結合されたコンテンツを出力するようにコンフィギュレーションされたデコーダであって、

前記複数のストリームの内の1つ以上は関連するデコーディングのための認可レベルを

有し、前記の選択は、前記複数のストリームの内の1つ以上に関連する前記認可レベルに少なくとも一部基づいている、

デコーダ。

【請求項 5 4】

前記複数のデータストリームは累積的である、前記請求項5 3記載のデコーダ。

【請求項 5 5】

前記複数のデータストリームは階層構造を有している、前記請求項5 3記載のデコーダ。

【請求項 5 6】

前記複数のデータストリームの内の1つは、前記結合されたコンテンツのベース部分である、前記請求項5 3記載のデコーダ。

【請求項 5 7】

更なるデータストリームは、前記コンテンツの前記ベース部分へのエンハンスメントを提供する、前記請求項5 6記載のデコーダ。

【請求項 5 8】

プロードキャストコンテンツを符号化する方法を具現化するコンピュータ可読媒体であって、前記方法が、

プロードキャストされるコンテンツを受け取ることと；

前記コンテンツ情報のベース部分を符号化しベースストリームを出力することと；

前記コンテンツの更なるエンハンスメント部分を符号化し、デコーディングのための認可レベルを更なるストリームのうちの1つ以上に関連付け、そして更なるストリームを出力することと、なお、前記コンテンツの前記更なるエンハンスメント部分は、前記のデコーディングのための認可レベルに従って選択的にデコードされる；

を備える、コンピュータ可読媒体。

【請求項 5 9】

プロードキャストコンテンツをデコードする方法を具現化するコンピュータ可読媒体であって、前記方法が、

複数のストリームを含むプロードキャストを受け取ることと、

前記複数のストリームの内のベースストリームをデコードし、それによって前記コンテンツのベース部分を確立することと、

エンコーダの予め定義されたコンフィギュレーションに従い、前記複数のストリームの内の更なるプロードキャストストリームをデコードし、それによって前記コンテンツのエンハンスメント部分を確立することと、

を備え、

更なるプロードキャストストリームの前記デコーディングが、前記更なるプロードキャストストリームの内の1つ以上に関連するデコーディングのための認可レベルに少なくとも一部基づいている、

コンピュータ可読媒体。

【請求項 6 0】

プロードキャストコンテンツを符号化するための装置であって、

プロードキャストされるコンテンツを受け取るための手段と；

前記コンテンツのベース部分を符号化し、ベースストリームを出力するための手段と；

前記コンテンツの更なるエンハンスメント部分を符号化し、デコーディングのための認可レベルを前記更なるストリームに関連付け、更なるストリームを出力するための手段と、なお、前記コンテンツの前記更なるエンハンスメント部分は、前記のデコーディングのための認可レベルに従って選択的にデコードされる；

を備える装置。

【請求項 6 1】

プロードキャストコンテンツをデコードするための装置であって、

複数のストリームを含むプロードキャストを受け取るための手段と、

前記複数のストリームの内のベースストリームをデコードし、それによって前記コンテンツのベース部分を確立するための手段と、

前記複数のストリームの内の更なるブロードキャストストリームを、前記更なるブロードキャストストリームの各々に関連するデコーディングのための認可レベルに一部基づきデコードし、それによって前記コンテンツのエンハンスメント部分を確立するための手段と、

を備える装置。